

令和4年12月12日

保護者様

神 埼 市 教 育 委 員 会
教 育 長 末 次 利 明
神 埼 市 立 脊 振 小 学 校
校 長 下 川 路 隆 之

新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行に備えて

寒気の候、保護者の皆様におかれましてはご健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃より神崎市および本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、12月に入り、新型コロナウイルスの感染者の増加とともに、季節性インフルエンザへの感染が懸念されております。また、12月24日からの冬季休業期間においては、さまざまな行事・イベントや正月の帰省等により、児童・生徒が多くの方々とふれあう機会があると思います。

そこで、上記感染症への感染を未然に防ぐために、下記の対応について、ご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 基本的な感染症対策の徹底

(1) 毎日、家庭での健康観察をお願いします。

・毎日、家庭で検温をしていただき、児童・生徒に発熱等の風邪の症状が見られる場合は、外出を控え、医療機関を受診してください。

(2) 「3つの密」を避けるようお願いします。

・市内だけではなく、県内外の感染状況を把握するとともに、感染のリスクが高い場所への往来は避けるようにしてください。（人ごみの多い場所は避ける。）

(3) 外出する際は、マスク着用をお願いします。

・ただし、他者との身体的距離（2m以上が目安）が確保でき、会話を行わない場合は、マスクの着用は必要ありません。

(4) 外出から帰宅した際は、手洗いとうがいの徹底をお願いします。

・外出中でも、咳やくしゃみ、鼻をかんだ時、トイレのあと、共通の物に触れたあと等は手洗い・手指消毒をしてください。

(5) 自宅でも、こまめな換気をお願いします。

・空調や衣服による温度調節を含めて温度、湿度の管理にご注意ください。気温が低い場合、窓を閉めて、エアコン等を稼働させることが多くなると思いますが、こまめな空気の入換えを心がけてください。

(6) 十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心がけてください。

・感染症に対する免疫力を高めることが大切です。

2 部活動の実施

・部活動においても、アルコール消毒の徹底や換気の励行等、感染防止対策を十分に行って実施します。

・神崎市の『部活動の在り方に関する方針』に沿って、練習時間は平日が2時間以内、週休日や祝日は3時間以内とします。

・この方針については、今後の感染症の感染状況により変更することがあります。変更があった場合には、政府の見解や県の方針を踏まえて、神崎市の方針をお示しします。

3 感染が疑われる、または感染が判明したときの対応

以下の(1)～(5)の場合は、速やかに学校へ連絡をお願いします。なお、きょうだいが小学校や中学校に在籍されている場合は、どちらの学校にもご連絡をお願いします。

(1) 児童・生徒や同居家族に、発熱やのどの痛み等のかぜ症状が見られる等、感染が疑われる場合。

・児童・生徒については、登校を控えていただき、病院受診をお願いいたします。

(2) 児童・生徒や同居家族が、新型コロナウイルス感染症の検査（PCR検査、抗原検査など）や季節性インフルエンザの検査を受けた場合。

・児童・生徒については、検査結果が「陰性」であった場合は、かぜ症状が改善されたのちに登校が可能となります。

(3) 児童・生徒が、新型コロナウイルス感染症や季節性インフルエンザに感染した場合。

・児童・生徒は登校できません。新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、専門機関の指示に従って療養してください。季節性インフルエンザに感染した場合は、発症後5日間、かつ解熱後2日が経過するまで療養してください。

(4) 児童・生徒が、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者や要待機者に特定された場合。

・児童・生徒が濃厚接触者に特定された場合は、最終接触のあった日から、原則5日間の自宅での健康観察をお願いします。ただし、2日目及び3日目の抗原検査により陰性であることが確認できれば、3日目から登校が可能です。

・児童・生徒が要待機者に特定された場合は、最終接触のあった日から、原則3日間の自宅での健康観察をお願いします。ただし、2日目及び3日目の抗原検査により陰性であることが確認できれば、3日目からの登校が可能です。

(5) 同居家族が、季節性インフルエンザに感染した場合。

・児童・生徒については、登校が可能です。ただし、ご自宅では可能な限り、行動の動線を分けるなどの手立てをお願いします。

※ (1)・(2)の場合、児童・生徒等については登校を控えてください。症状のない他のご家族も、通勤や通学、買い物など、できるだけ外出を控えてください。

※ (1)～(4)のいずれの場合においても、児童・生徒は欠席扱いではなく、『出席停止扱い』となります。

※ 冬季休業中は、(1)の対応をしていただく必要はありません。

4 連絡先

・平日（8時～17時）・・・脊振小学校（TEL 0952-59-2002）

・平日（17時～翌日8時）・・・神崎市役所【代表】（TEL 0952-52-1111）

なお、土・日曜日、祝日ならびに12月29日（木）～1月3日（火）につきましても、神崎市役所【代表】TEL 0952-52-1111へご連絡ください。